

平針北学区区政協力委員会会則

[名称及び事務所]

第1条 この会は、平針北学区区政協力委員会(以下、委員会とする)と称し、事務所を平針北コミュニティセンター内に置く。

[目的]

第2条 市区政に係る情報を住民に伝達し、住民の市区政に関する意見を反映させるなど、市区及び住民相互間における連絡を密にし、もって住民の市区政への関心を深め、市区政への積極的参加を期する。

[構成員]

第3条 委員会は、名古屋市長から委嘱された委員をもって構成する。

[職務]

第4条 委員は次の各号に掲げる職務を行なう。

- 1 市区の行なう広報広聴活動及び災害対策に協力する。
- 2 地域における社会教育活動及び市民運動の推進を図る。
- 3 その他市区行政の連絡及び協力を行なう。

[任期及び役員]

第5条 名古屋市区政協力委員規則第3条2・3・4・号に準じる。

第6条 委員会に、次の役員を置き、それぞれ委員の互選により定める。

- | | |
|---------|----|
| 1. 委員長 | 1名 |
| 2. 副委員長 | 1名 |
| 3. 会計 | 2名 |
| 4. 監査 | 2名 |

[役員職務]

第7条 委員長は、会務を総理し、会議を招集し、その議長となる。

- 2 副委員長は、会長を補佐して協議会の業務を執行し、会長に事故があるときはその職務を代行する。
- 3 会計は、会計事務を担当する。
- 4 監査は、会計事務を監査する。

[総会]

第8条 総会は、委員会の運営に関して審議決定する。

- 2 総会は、年1回開催するものとする。期日等は役員会において決定する。
- 3 総会は、前項のほか、構成員の半数以上の要求があった時開くものとする。
- 4 総会は、構成員の半数以上の者の出席を要し、議事は、出席者の過半数で決する。但し、可否同数の時は、議長が決する。

[役員会]

第9条 役員会は、委員長が必要に応じて召集するものとし、委員会の運営に関する重要事項を協議決定し、執行する。

[経費]

第10条 委員会の経費は、名古屋市からの区政協力委員活動補助金及びその他の収入をもってこれに充てる。

[会計年度]

第11条 委員会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

[その他]

第12条 委員会の運営については、必要な事項は役員会において決定する。

[附則]

第13条 本会則は、平成2年4月1日から施行する。

本会則は 平成27年8月21日一部改定。

本会則は 令和4年4月1日一部改定。